

たちかわ競輪場施設屋外広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市広告掲載規則（平成22年4月1日市長決定）第2条第1号ウに掲げる「その他市の財産で市長が認めたもの」に広告を掲載するに当たり、同規則第3条に規定する掲載料その他必要な事項について定めることを目的とする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載するものは、たちかわ競輪場内の施設とする。

(掲載の位置・規格)

第3条 広告の掲載位置は、競輪場の選手宿泊棟バンク側壁面とし、規格は縦1.8m×横8.0m以内とする。

(掲載の種類)

第4条 広告の種類は横断幕の備付け又は印刷物の貼付とする。

(掲載物の設置・撤去)

第5条 広告の設置及び撤去については、広告主が行うものとする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1年単位で最長3年とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載募集枠)

第7条 募集は、最大3枠とする。

(掲載規格・料金)

第8条 掲載する規格・掲載料は、次のとおりとする。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおり割引きをする。

掲載規格・掲載料（1枠）

掲載期間	掲載料（円）
1年間	600,000
2年間	1,000,000
3年間	1,300,000

(募集方法及び募集期間)

第9条 募集は公募とし、ホームページに掲載して希望者を募るものとする。
募集は随時行い、枠数が埋まった時点で終えるものとする。

(広告のデザイン)

第10条 広告のデザイン及び色彩等は、たちかわ競輪競輪場のイメージを損なうことのないよう、広告掲載者と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に公営競技事業部事業課長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年3月11日から施行する。